

オウム裁判の10年

第1 判決の概要

ここでいうオウム事件は、1995年3月22日に始まった強制捜査によって発覚した一連の、世界を震撼させたオウム事件の趣旨である。

これ以前、熊本地裁では同県波野村での国土利用計画法違反事件、文書偽造などの事件が審理され続けた事件また自動車のナンバープレートを組織的に変えていた道路運送車両法違反事件などもあった。またここ数年、薬事法違反事件、詐欺事件、団体規制法上の検査忌避事件、温熱修行にからむ死亡事件、分派であるケロヨンクラブにおいて竹刀で多数回叩いての傷害致死事件などがあるが、ここでは記述しない。

さて、起訴された事件のうち殺人事件で死亡した人が26人、逮捕監禁致死が1人であるが、その他立件されなかった内部での傷害致死などがいくつもあり、死亡した人数は50人前後だと思われる。未だ戸籍上は生きている人もいる。このお一人ひとりに名前があり人生があった。

VX事件、サリン事件で生き残った人らの一部には、麻痺、痙攣、視力障害また心理的障害（PTSD）といった後遺症が残っている。両サリン事件の各1人が今も寝たきりである。

総逮捕者は500名近くで、うち189人が起訴された。うち1人が無罪、1人が一部無罪となった外は有罪であった。有期懲役刑となった中には、既に服役を終えて出所した者も多い。無期懲役刑は5人のうち3人が確定している。死刑判決は教祖松本智津夫被告を含めれば地裁で12人に言い渡された。井上嘉浩被告は地裁で無期懲役だったが高裁では破棄され死刑判決となった。結局、死刑判決は現在13人である。うち宮前一明被告（旧姓佐伯、岡崎）の審理が最も進んでおり、最高裁での2005年2月17日の弁論を経て同年中にも確定してしまう可能性がある。

なお、異例のことであるが、審理促進のため、松本被告外数名に対する薬物

密造の4件の起訴が取り下げられ、また両サリン事件のうち死亡・重傷者以外の被害者分も取り下げられている。また当会から代表理事浅見定雄以下、何人もの者が証人として諸法廷に出ているが、その詳細は各人の報告に任せる。

第2 オウム事件の概要と周辺事情

時系列に重要な点をまとめておく。事件とオウム集団の特質を知るために必須の情報だからである。

- 1988年9月、富士山総本部道場で、集中修行中の在家信者が水死させられる。
ドラム缶内の石油で焼いて精進湖に遺棄、死亡1名
- 1989.2.上旬 同道場近くのコンテナで田口修二さん殺害、死体遺棄、死亡1名
- 1989.11.4 坂本堤弁護士一家3人殺害事件、死亡3名
- 1990.2.18 衆議院総選挙。「真理党」の25人全員落選。住民票の不正異動
- 1990.4. 石垣島セミナー —この期間と数ヶ月後の2回、国会周辺などにボツリヌス菌毒素（未完成だったが完成していると思っていた）を撒布
- 1990.10.22 から 熊本県一波野村の国土利用計画法違反、私文書偽造などで逮捕起訴、以後同所で裁判が続く。
- 1990.12.7 教団は、母とともに出家した少年等についての非信者である父から申し立てられた人身保護請求事件で大阪地裁に続き最高裁でも敗訴
- 1992.3 ロシア救済ツアー。最高会議議長や副大統領と面談、日本向けラジオ放送など、
- 1992.9 社長が信者の会社を乗っ取り、精密工作機器を教団に持ち込む
- 1993.2 ロシアで自動小銃の製造工程を見学、AK47一丁と銃弾を入手
- 1993.6.6 越智直紀君の逆吊り死亡、死体遺棄事件、死亡1名
- 1993.12 東京都八王子市の創価学会施設にて、サリン散布
- 1993.6-7 建設中の東京亀戸本部で2回にわたり異臭騒ぎ。たんそ菌を噴霧
- 1994.5 P S I（頭に教祖と同じ波長の電気を流すという）を開始、100万円1週間コース、1000万円永遠コース
- 1994.1.30 落田耕太郎さんリンチ殺害事件、死亡1名
- 1994.3 宮崎県の資産家を東京・上九一色村まで拉致する事件の始まり。
- 1994.5.9 弁護士滝本太郎サリン殺人未遂事件
- 1994.6 旧ソ連製大型ヘリが富士宮に到着
- 1994.6 LSDや覚醒剤を使ったイニシエーション開始、死亡者続く。10名弱と思われる。
- 1994.6.27 松本サリン事件、死亡7名

1994. 7 2度にわたり、上九一色村の第7サティアン付近で異臭。
 1994. 7. 10 富田俊男君リンチ殺害事件、死亡1名
 1994. 7. 15 出家者男性の温熱刑50度の傷害致死事件、死亡1名
 1994. 8. 24 上九一色村の竹内宅、公民館などから盗聴器が発見される。
 1994. 9 宮崎資産家拉致事件一家族・弁護団の努力で奪回して告訴
 1994. 9 滝本一内部で薬物使用が始まっていることを警察に通報
 1994. 9. 20 江川紹子ホスゲンガス襲撃事件（不起訴）
 1994. 10. 5 頃から1年一江川、滝本宅の警備
 1994. 10 滝本VX事件（不起訴）
 1994. 10 警察が上九一色村の土を採取
 1994. 10. 末 看護婦脱走一死亡事件・薬物使用の実際を警察に通報、監禁事件の被害者でもある。
 1994. 11. 4 滝本、富士宮の旅館でのボツリヌス菌事件
 1994. 11 電気ショックで記憶を消す「ニューナルコ」を開始。
 1994. 11 上九一色村の土地からサリンの副生成物検出される。
 1994. 12. 2 東京一水野昇 VX 襲撃事件
 1994. 12. 5 出家者女性の長女を路上拉致
 1994. 12. 9 信者であるピアニストの監禁事件の始まり一1995. 3 現行犯逮捕
 1994. 12. 12 大阪一浜口忠仁 VX 殺害事件、死亡1名
 1994. 12 漫画家小林よしのりへのVX殺人予備事件（不起訴）
 1994. 12 末 全国警察会議一強制捜査の決定
 1995. 1. 1 『読売新聞』一面に上九一色村でサリン副生成物報道
 1995. 1. 4 被害者の会永岡弘行会長 VX 襲撃事件、重症1名
 （1995. 1. 17 阪神淡路大震災）
 1995. 1 出家者の息子を小学校から拉致
 1995. 2 出家者女性の長女を薬物で拉致
 1995. 2. 28 假谷清志さん拉致監禁、3. 1 致死、死亡1名
 1995. 3. 15 霞ヶ関駅アタッシュケース事件一ボツリヌス菌毒素
 1995. 3. 19 大学生拉致事件で教団大阪支部長らが逮捕、搜索
 1995. 3. 19 宗教学者元マンション爆弾、自作自演の本部火炎瓶投込み事件
 1995. 3. 20 地下鉄サリン事件、死亡12名
 1995. 3. 22 全国の教団施設の強制捜査開始
 （1995. 3. 30 警察庁長官銃撃事件）
 （1995. 4. 23 教団「科学技術省」大臣の村井秀夫が刺殺される）
 1995. 5. 5 新宿駅地下トイレ青酸ガス事件。 4. 30、5. 3 も試みていた。
 1995. 5. 16 麻原彰晃こと松本智津夫が逮捕される。

1995.5.16 東京都庁で小包爆弾破裂。秘書1名が重傷

第3 判決内容と各被告人の態度

被告人は189名ほどの多数にのぼるので、その正確な態度を区分することはできない。だが、筆者自身がしたいいくつかの弁護活動、面会、証人出廷、報道、出所後の面談によりある程度は分かる。

以下、松本被告以外の、死刑判決と無期懲役判決を受けている被告人17名について概要を述べ、そのうえで、第4の責任能力や期待可能性、そしてマインド・コントロールについて述べる。

1 林郁夫被告 地下鉄サリン事件の撒布役、当時は48歳。慶應大医学部卒業後、有能な心臓外科医。43歳で家族とともに出家。

1998年5月26日地裁で無期懲役を言い渡されて確定。地下鉄サリン事件で自ら実行犯であることを含め、松本被告らの関与も述べてこれが事件解明と更なる事件の防止に役立ち、反省も顕著として、求刑も無期懲役だった。

筆者は、1994年11月、同被告と赤ん坊のみが出家しているという異様な状態解決のために長時間かけて交渉したが、同人もまさに嵌っている状態であり、その親を取り戻すためには、当日筆者にボツリヌス菌を飲ませるなど、騙してでも薬物を使ってでもしようとしていた。すでに内部での薬物使用の主犯格でありサリンの製造も知っていた。一方、刑確定後の証人尋問においても、オウム集団は他の勢力からサリン攻撃を受けていると思っていたと叙述している。

同人は、筆者とも協議していた捜査官において宗教論議をせず超能力もいたずらに否定せず「先生」呼ばわりまでし、やさしく現実を見つめさせようとする取調べの中、地下鉄サリン事件をも話し始めた。

弁護人は国選弁護人であった。弁護人がついた起訴後の段階では、すでに「麻原彰晃」の矛盾と欺瞞を理解している。すなわち、麻原彰晃＝真我＝全宇宙を大前提とするオウム真理教のビリーフシステムを崩壊させており、心配なのは、その後のアイデンティティが崩壊した状態、強烈な自己嫌悪からする自殺であった。拘置所において、同被告人の自殺防止に多大な努力を重ねたことは関係者の知るところである。

同被告人は、後に「オウムと私」（文藝春秋社、1998年、2001年文庫化）という本を著しており、オウム事件の検討には必須である。

2 宮前一明被告（旧姓佐伯、岡崎） 坂本一家殺人事件の実行犯。当時

は29歳。経済的にも、養父との関係においても恵まれぬ家庭環境に育った。高校卒業後、建設会社に就職したが、転職を繰り返し25歳で出家。事件の翌年1990年2月にオウム集団から脱走した。1998年10月23日地裁で死刑判決が言い渡され、2001年12月13日高裁でも維持された。

同人は、1995年の強制捜査開始後、自ら警察に連絡をとったが、坂本事件についての自分の関与を一部しか認めず、週刊誌の取材も受け、結婚のために一時期訪中するなどしていた。法廷で反省を述べるが、現実感をもったものが疑われた。

一審では、精神医学者小田晋と刑事法学の土本武司の共同での「心理鑑定」がなされた。「宗教心理学的に被告人が麻原の命令に従って本件犯行を行うこと以外の行動を期待することは、實際上多少の困難を伴うか、少なくともそれを制約された状態にあった」「松本智津夫の言葉はすべて真理であり、同人と精神的に一体化することが自分の生きる道であると確信していて、松本の命令に従って本件犯行を行うこと以外の行動を期待することは困難であると認められる」などとされている。数ヶ月にのぼる暗闇の独房での感覚遮断、飢餓などによる心理操作が確認されている。

控訴審では、証人として筆者が採用されたので面談して聴取した。脱走後も、麻原彰晃への恐怖心・帰依心を残していたことが判明した。2億円ほどを持って脱走し結局830万円ほどを教組から渡されたのだが、その後もいつかオウムの地元支部を作って戻ろうとも考えていたのであり、麻原彰晃から渡された宗教具（真我を示すというブルシャと言うバッジ）を逮捕まで持っていた。

麻原彰晃に対して、親に対する畏怖心と甘えとを求めているという感を持つ。

3 横山真人被告 地下鉄サリン事件の撒布役（自らの撒布自体によっては

死亡者は出ていない）、武器等製造法違反など。東海大学工学部卒業後、企業勤務。同事件当時は31歳。1999年9月30日地裁で死刑判決、2004年5月19日高裁で同じ。

同被告人は、法廷においてもきわめて無口である。オウム集団で曜日も時間感覚もなくした作業をしていたことが明白に認められ、また逮捕後取調官からひどい暴言、暴行を受けたという。事実関係や動機、教組の関与について詳細に述べないままだが、一審の最終意見で「いくらお詫びしても、償い

ができるわけではない思いから悩んできました」とか細い声で述べた。いったん脱会を表明したが、公判の最終局面において撤回し、また差し入れてもらっていた物理の専門書を読みふけっているという。

地裁判決では、「松本被告の指示を絶対視して実行犯になった」「その動機は狂信的、独善的」と述べた程度であった。

取り調べ方法が稚拙だったことが悔やまれる。同被告人が撒いたサリンによつては死亡者が出ていない。

- 4 北村浩一被告 地下鉄サリン事件の撒布者の搬送役。1999年11月12日地裁で無期懲役判決、2002年1月29日高裁、2004年10月14日最高裁で同じく確定。

- 5 外崎清隆被告 地下鉄サリン事件の撒布者の搬送役。2000年2月17日地裁で無期懲役判決が言い渡され、2001年12月26日高裁、2004年2月9日最高裁で確定。

- 6 井上嘉浩被告 地下鉄サリン事件の連絡または現場責任者ほか、当時は25歳。高校1年で阿含宗に入信、さらにオウム集団に入信、「修行の達人」「導きの達人」と言われる。大学1年の夏休みに出家。2000年6月6日地裁で無期懲役判決が言い渡されたが、2004年5月28日高裁で死刑判決。

同被告人には、刑事弁護士として新たな方法を模索する弁護士がついた。筆者から言わせれば「刑事訴訟法を弁護するのではなく、まさに被告人を弁護する正しい弁護方法」であり、たとえば弁護人から本来は勾留の違法性を主張する場である「勾留理由開示」の法廷をつかつて、事件を公の場で認めかつ現役信者らに対して「麻原彰晃」の欺瞞と限界を指摘して脱会を促すための場とした。被告人との接見も当初は、ほとんど毎朝いく状態であり、その中から真摯な反省がされてきた。

だが、その反省は当初、現実感の薄いものと外からは思えるものであつて、被害者らの耳にも空虚に感じるところがあつた。麻原彰晃は否定できたものの、宗教的見地から被害者のよりよい冥福を祈る、また反省することを真摯に目指すとして努力するというものであつた。その心理状態は、当会の理事西田公昭が心理鑑定人となり証言した内容に詳細に示されている。その後、当会の代表理事浅見定雄らが証人となるために面会が許されるようになり、市井の一人ひとりの命の尊さを、たとえば藤沢周平の著作を読むことを薦め

られ何度も面会を重ねるうち、現実感をもった反省にいたることができた。

一審判決の折、裁判長から「決して宗教に逃げ込むことなく」と説示されたのはかような背景に基づく。死刑求刑に対して無期懲役の判決としたのは、地下鉄サリン事件の事実認定において「現場連絡役に止まる」と認定したこと、家庭環境の桎梏や高校生時代という不安定な時期に巧妙に「嵌められた」ことを考慮したのだが、しかし、かような真摯な反省を見ることができたからなしえた判決であった。

しかし、控訴審判決においては、検察側の有力な反証も活動もないままに、事実認定において現場指揮役に近いものと認定して、死刑判決とした。多くの事件にいわば積極的にかかわっていること、オウム集団において相当の地位にあったことを重視して、最初から死刑判決と決めていたとしか感じられないものであり、量刑判断の緻密性と真摯な態度は、一審に比較して明らかに劣っている。

7 林泰男被告 松本サリン事件の実行犯、地下鉄サリン事件の撒布役、当

時は37歳。工学院大(2部)卒業、外国放浪などをしていた。2000年6月29日地裁で死刑判決、2003年12月5日高裁でも同じ。

同被告人において特徴的なのは、オウム集団の多くの幹部が下の者から陰口を言われていたところ同人について悪くいう者はまずいなかったということ、地下鉄サリン事件において他の撒布役は2つのサリンが入った袋を手にしただけであるのに、最後に残った1つを少しの沈黙の後自らにとって撒布したことである。同人は筆者との面会において「どうしてか、やはり言いようがない」と述べた。地裁の判決文でも上長らから仕向けられたことが認定されている。同人は、この3つ目のサリン袋を受領した時、上司である故村井秀夫から「誰がとるか導師と賭けていた、当たった」などと言われたことから相当の疑念を持つに至っている。しかし、地下鉄車中で3つの袋に穴を開けて撒布し、その行為により8人を殺している。状況の拘束力、既成事実の重さと言うほかないのであろうか。

同人は、事件後、男女関係に至った女性信者とともに1996年12月3日まで逃亡していたが、驚くべきはこの1年半の逃亡中、報道によってさらに教えに疑念を持ちつつも、やはり「麻原彰晃」＝「真我」を示すプルシャのバッジは持っていた、ということである。

同人への一審判決は死刑であったが、同時に判決文は「麻原および教団とのかかわりを捨象して、被告人を一個の人間としてみるかぎり、被告人の資質ないし人間性それ自体を取り立てて非難することはできない。およそ師を

誤まるほど不幸なことではなく、この意味において、被告人もまた、不幸かつ不運であったと言える」と述べている。死刑判決の中にかような文脈があるのは、まさに異例中の異例である。

まさに、オウム事件が「良い人が良いことをするつもりでした途方もない極悪非道の事件をした」「悪意の殺人は限度があるが善意の殺人は限度がない」「地獄への道は善意の敷石が敷かれている」という空恐ろしい本質をもっていることを理解したうえでの判決であった。

8 廣瀬健一被告 地下鉄サリン事件の撒布役ほか、当時は30歳。早稲田大

工学部応用物理学科を首席で卒業、修士課程を修了。企業に内定していたが出家。同人も他の多くの被告人と同じく、信者になった後「クンダリーナの覚醒」という体験（尾髄骨に眠るエネルギーが熱となって登頂に上がってくる感覚であり、これが解脱に必要でありまた空中浮揚の能力をもつ根拠となる）をして、オウムの教えを真理と考えて、指導教授から空中浮揚の非科学性を指摘されながらも、出家していく。2000年7月17日地裁で死刑判決、2004年7月28日高裁でも同じ。

同被告人は、裁判中の1999年4月ころから半年ほど、精神に変調をきたし、法廷も休止せざるを得ない状態となった。同被告人は、話すときにはどの法廷でもきわめて正確かつ詳細に、驚くべき記憶力で述べている。

9 豊田亨被告 地下鉄サリン事件の撒布役ほか、当時は27歳。東大理学

部、修士卒。博士課程へ進学したが1ヶ月経たないうちに出家。2000年7月17日地裁で死刑判決、2004年7月28日高裁でも同じ。

同被告人は、最初の法廷での意見陳述で「罪の意識というもの」が「日々おもたくなる」「犯罪の重さは、日に日に自分にのしかかってくる」と表現しており、その現実感ある態度からすると、早い段階でマインド・コントロールを脱していることが推察できる。同人はいわゆる神秘体験をしていないとのことであり、それが影響していたのかもしれない。

豊田被告、廣瀬被告及び杉本被告は、共に進行するに統一公判となっている。うち豊田被告と廣瀬被告については、当会の前代表理事である高橋紳吾医師が証人となり、感応性精神病類似の症状や解離性障害に陥っていたことを証言している。

同被告は、地裁での最終意見陳述で「……生きていること自体が申し訳なく、また浅ましいことのように思われます。……それに加えて、教団の関与した数多くの犯罪行為のうち、自分の関係していないものについても、もち

ろん当時は知らなかったわけですが、正直なところ、指示されていたら、やらなかっただろう、といえるものはひとつもありません。…」と述べている。

オウム諸事件において、実行犯になるものならないも「紙一重」だったことを示す発言である。

10 杉本繁郎被告 地下鉄サリン事件の撒布者の搬送役ほか。2000年7月

17日地裁で無期懲役判決、2004年7月28日高裁でも同じ。

同人はまた、富田さんリンチ殺人事件にも関与している。松本被告がスパイだと言ったがゆえに、新実被告ともどもリンチのうえロープで絞殺するまでをしたのだが、新実被告から爪の間に待ち針を多数刺すように言われてもできず、熱した火かき棒を強く押し当てることができず、ロープの絞め方も手緩かった。

弁護士いわく、起訴後の弁護に入ったときにはマインド・コントロールはもう解けていたということである。思うに、現実感ある立場での事件を起こした者ほど、また被害実態を知らされるなどの現実と直面せざるえない調方をされた者ほど、マインド・コントロールは解けやすいのではないだろうか。

たとえば、坂本弁護士一家殺人事件の実行犯では、未だ正当性を主張しているのは新実被告だけでありまた同人とて事実自体は認めている。一方、サリン事件の製造役であった遠藤被告は自らの責任を認めるに不十分、土谷被告にあっては撒かれたサリンは自分たちが作ったものではないのではないかと、などとの妄想をするまでに至っている。

「殺す」という現実感ある行為をしている者ほど、直面する課題が眼前に迫るのではないかと、と思われる。

11 端本悟被告 坂本一家殺人事件、松本サリン事件の実行犯ほか。坂本

事件当時22歳。早大法学部を3年で中退して出家。2000年7月25日地裁で死刑判決、2004年9月18日高裁でも同じ。

同人は、出家して約一年後、武道大会で優勝したことから、坂本弁護士を最初に殴打するだけの役目だと聞かされて、坂本一家殺人事件への関与を始めた。結局アパート内で3人を殺害するという現実感ある事件を起こしたにもかかわらず、後に松本サリン事件にも関与した。

この機序を理解するには、もともと、オウム集団においては、あらゆる途方もないことがグルの指示によるのであり、多くは失敗に終わっていることを見逃せない。同人はたしかに坂本事件に関与した。が翌年4月の国会周辺

へのボツリヌス菌撒布などはなんら効果がなく、やがて水中都市をつくるための潜水艦実験の被験者となりドラム缶をつなげた潜水艦が沼津港に落ち、洗面器の下から海水を見て危うく死にそうな事態とまでなっている。松本サリン事件で実際に死亡者が出たことの驚きは本人の言うとおりでとも思われる。

つまり、空飛ぶ座布団、飛行船、ミニブラックホール、水中都市、レーザー兵器、ウラン鉱石から始める核兵器開発と同じ位相で、化学兵器も薬物も開発・製造されたのであり、その多くは失敗に終わっていて、オウム集団がそこまでできるとは幹部らも容易に納得できなかったのではないか、と思われる。そんな中、端本被告は、麻原彰晃に対する疑念も認識も早くのうちから持っていた。

では問題は、どうして早くに脱会しなかったのか、少なくとも坂本事件以降の事件に関与しないようにできなかったのか、である。実は、同人は1990年春、家族の会らで富士山総本部まで呼びかけ行動をした折、母親と話すまでできており、後に分かったことだが実家近くまで何度も来てもいた。だが「もう帰れない」と思ったとのことである。坂本事件に関与したことがルビコンの川を渡ったしまったとしか言いようがない。

1 2 早川紀代秀被告 坂本一家殺人事件の実行犯ほか、当時40歳。神戸

大農学部を卒業後、企業に勤務し出家。2000年7月28日地裁で死刑判決、2004年5月14日高裁でも同じ。

同被告は、主要な被告人の中でグルである松本被告より唯一年長であることが注目され、ロシアにも何度も行き来していたことから「非合法活動の最高責任者」などと言われた。だが、裁判の過程で同被告人も、松本被告を「最終解脱者」と信じその「自己の苦しみを喜びとし、他の苦しみを自己の苦しみとする」が利他心に基づくものだ信じきって、不動産などすべての財産を処分して妻ともども出家したことが明らかになっている。

注目すべきは、同人は、1995年5月16日の松本被告の逮捕の日に脱会し、半年後、「事件を歴然たる事実として現役信者も見つめるよう」法廷でも述べていたが、真実すっきりとしたのは、1999年7月のいわゆるハルマゲドン（日本では五島勉氏が著書で喧伝した世界最終戦争）が、結局なかった段階だということである。筆者もまた、少年のころ、43歳である1999年には死ぬのであろうと考えていたことを、同人と面談して聴きながら思い出した。

同人はまた、一部の陰謀論者がいうところでは「オウム真理教は北朝鮮の先兵・傀儡として動いた」などという根拠としての北朝鮮に何度も往復した

者とされているので、付言する。同人は、それはまったく間違いだと法廷でも明言し、筆者との面談でも同様である。いまさらそんなことで嘘を言う必要がないでしょう、滝本さんまで聞かないでください、ということであった。

同人は年長であること、多くの事件にかかわったことから、当初から死刑判決を受けることを覚悟して逮捕されたものでもあった。同人の弁護人が法廷できわめてぎつくばらんに被告人質問をし、外部に対するオウム事件では多く変装をして犯し、逃亡の際も女装までして逃亡したことなどのおろかさ加減を指摘すると、恥じ入る状態であった。

同人の法廷で、松本被告が証言を拒否して退廷させられたときの被告人の号泣こそは、オウム事件の信者である実行犯たちの立場を象徴するものであった。

1 3 中村昇被告 松本サリン事件の実行犯ほか。2001年5月30日地裁で無期懲役判決、2004年9月25日高裁で同じ。

1 4 新実智光被告 内部でのリンチ殺人事件の主犯格、坂本一家殺人事件の実行犯、地下鉄サリン事件の実行犯搬送役ほか、坂本事件当時25歳。愛知学院法学部の4年生の時入信、就職後半年で出家。2002年6月26日地裁で死刑判決

同被告人はオウム本の営業などを指導した宮前被告に言わせれば「言葉を話すドーベルマン」である。しかし、オウム内部では必ずしも軽蔑されていたのではないし怖がられていたばかりでもなかった。ふざけて話すことも少なくなかったと聞く。同人は教団の書籍の中で自らの口唇裂と手術跡の悩みを教祖に癒されたことを述べている。同人は、1993年の八王子の創価学会施設サリン事件にて自ら重体になりながら、両サリン事件にあたかも気軽に関与できたのであり、やはり不可思議である。

同人は、長い間法廷でも完全黙秘を重ねてきたが、やがて事件自体も松本智津夫被告の指示も認めるようになる。それも「麻原彰晃」への帰依を明言したまま、ヴァジラヤーナという宗教殺人の実践としての殺人を認めるようになる。法的にはこれは松本被告を有罪と認定するきわめて有力な証言であり、いわば駄目押しであった。

同人は、地裁での弁護側立証に入った後の意見で次のように述べている。
「…私自身は、千年王国、弥勒の世のためには、捨て石でも、捨て駒でも地獄へでも至ろうと決意したのです。……ですから、いま、このような形で「死刑」に処せられようとも、なんら後悔すべきことはありません…なお、「シ

ャンバラ化計画」が失敗したことによって、父、母、親族、知人、友人、被害者の方々、教団のサマナや信徒、宗教関係者、そして日本国民ほかにご迷惑をおかけしたことを謝罪します…」と。

同人は、教団の費用で私選弁護人をつけてきたが、弁護方針は、一連の事件はすべて「内乱罪」の一環なのであるからこれに吸収され、死刑は刑法にあるとおり首謀者のみである、というにある。マインド・コントロールを含め、松本被告の指示に従ってきた心理的機序については、主張立証することがない。

1 5 遠藤誠一被告 サリン製造ほか、当時 34 歳。帯広畜産大獣医学科、

同修士を終了後、京都大学医学研究科博士課程の際、入信して中退後出家。
2002 年 10 月 11 日地裁で死刑判決

同人は、1990 年以降、ボツリヌス菌から毒素を取り出すなどの裏ワークに没頭することとなるが、能力不足のために成功しないままであった。後に出家してきた土谷被告が、サリン、ソマン、タブン、イペリット、LSD、覚せい剤、チオペンタールナトリウムなどを製造できた、わけでもサリンの大量製造計画を作るまでしたこととの比較が、もっとも弁護材料となる。

しかし、同被告人も、主観的には松本被告のいう「救済」のために努力したのであって、地下鉄サリン事件で使われたサリンは、土谷被告に指導されながら同人が作っている。

同被告人は、当初は「すべて認める、罪一等減じられたい」という私選弁護人の指導で事件を認めたが、弁護人解任、黙秘、そして改めて話し始めるという経緯をたどる。当初の弁護人が、通例の「とにかく死刑になりたくない」という被告と同様に考えたのではないか、マインド・コントロールを解く作業をなんらしなかったのではないか、オウム事件の特徴をなんら理解していなかったのではないか、と気になる。

同被告人は、地裁での最後の被告人質問において「…在家時代、犯罪への関与前後を含めて、自分自身の神秘体験、修行体験は貴重と思っている。だからそういう体験を麻原さんに言われて体験した以上、麻原彰晃さんの弟子と言える。ただし帰依している状況では今ありません」というのであり、オウムでのもろもろの体験を解決しないままに裁判を受けているという外はない。

121号につづく。

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>